

第7回 成長戦略ワーキング・グループ 議事概要

1. 日 時：令和3年3月24日（水）14:00～16:01

2. 場 所：オンライン会議

3. 出席者：

（委員）小林喜光（議長）、大橋弘（座長）、菅原晶子（座長代理）、岩下直行、
高橋滋、武井一浩、南雲岳彦

（専門委員）落合孝文、玉城絵美、村上文洋

（政府）河野大臣、藤井副大臣

（事務局）井上規制改革推進室長、黒田規制改革推進室次長、
山西規制改革推進室次長、渡部規制改革推進室次長、吉岡参事官

（説明者）一般社団法人新経済連盟 小木曾政策部長

株式会社New Stories 太田代表

農林水産省大臣官房 信夫サイバーセキュリティ・情報化審議官

農林水産省大臣官房 窪山参事官（デジタル戦略）

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 田邊参事官

法務省民事局 松井総務課長

法務省民事局民事第二課所有者不明土地等対策推進室 沼田室長

個人情報保護委員会事務局 山澄参事官

総務省行政管理局 水野管理官（行政通則法担当）

総務省自治行政局住民制度課 平野理事官

内閣官房地理空間情報活用推進室 金井室長

内閣官房地理空間情報活用推進室 後沢参事官

法務省民事局 笹井参事官

4. 議 事：

（開会）

1. 公的情報基盤（ベースレジストリ）の整備・連携

2. 規制改革ホットラインの処理方針について

3. 領収書の電子化に向けた見直し

4. デジタル社会の基盤整備に関する議論のキックオフについて

（閉会）

5. 議事概要：

○大橋座長 定刻となりましたので「規制改革推進会議第7回成長戦略ワーキング・グループ」を開催いたします。

今回もウェブ会議ツールを使ってオンラインでの開催となります。お手元に資料を御用

意いただいて御参加いただければと思います。

本日ですけれども、小林議長、岩下委員にも御参加をいただいております。また、河野大臣、藤井副大臣にも御出席をいただいております。大変お忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、河野大臣より一言御挨拶をいただければと思います。

○河野大臣 今日もワーキング・グループ、お忙しい中、誠にありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

今日、ベースレジストリと呼ばれている公の情報、国で整備をする土地・道路とか法人、その他、様々な情報を整備していかなければいけないということが言われております。私は、今、日本とデンマークの友好議員連盟の会長を仰せつかっておりますけれども、デンマークでは、公的情報を整備・活用することによって、15年で約1200億円程度の経済の押し上げ効果が得られるという試算があります。日本はデンマークと比べるとGDPの規模で10倍から15倍ぐらい大きいわけですから、日本に当てはめれば相当な効果が、このベースレジストリの整備で得られるということです。

既に不動産の登記簿とか商業登記簿のように、台帳として整備されているものは日本でもありますけれども、それを連携してデータ活用をしようということが少しも進みません。不動産の地番、地図を取り上げて少しも連携が進まないのはなぜなのか、といったボトルネックを少し御議論いただいて、どうやったらこうしたことが解消できるのかということをお議論いただきたいと思います。

また、ほかの規制改革の場面でも、例えば日本の場合、住所を書くときに「赤坂1丁目2の3」、「赤坂1-2-3」と書くのか「赤坂1丁目2番3号」と書くのか、住所の書き方にしてもばらばらですし、国際的なワクチンパスポートの議論がされておりますけれども、公の情報の中に個人の名前をアルファベットで記入したものがありませんから、例えば国際的な証明書を出すときに、どのように出すのかというようなことも実は決まっていないというようなことがほかでも議論されております。

霞が関で連携をして、情報の連携をどのようにやっていったらいいのか、どうやったらいち早く実現できるかという視点で御議論をいただきたいと思います。不動産に限らずIT室、デジタル庁を中心として、法人情報をはじめ様々な分野について、いかに公の情報を整備するか。何でできないというのではなくて、こうやったらできるという視点からスピード感を持って議論をしていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○大橋座長 どうもありがとうございます。しっかり議論できればと思います。

それでは、本日の議題1「公的情報基盤（ベースレジストリ）の整備・連携」に移りたいと思います。

早速ヒアリングに入ります。本日は一般社団法人新経済連盟より小木曾政策部長にお時間をいただいております。お忙しいところありがとうございます。5分ほどお時間をいた

だいているということですので、早速お願いできればと思います。

○一般社団法人新経済連盟（小木曾政策部長） 新経済連盟政策部長の小木曾でございます。お時間いただきありがとうございます。

今日、大きく言いたいことは3つでございます。

1つ目が、ベースレジストリとして不動産関連のものを明確に位置づけてほしいということです。経済効果としては、少なくともGDP30兆、先ほど河野大臣が1200兆の話をされたので、数字を抑制的に考え過ぎたとも思いますのでもう一回考え直したいと思いますが、少なくとも30兆あると思います。

それから、社会効果としては所有者不明土地問題、それから、空き家問題の解決になると思っています。不動産のデータベース整備の話は、国交省で数年前、ずっと実証をやっていたのですが、今はもうやっていません。これを復活させること、あと、国交省分野だけではなくて、いろいろな分野について横串で全体の不動産関係のデータベースをつくってほしいということです。これが1点目です。

それから、2つ目が、先ほど大臣からありましたが、それをつくるのにボトルネックがあればそれを解消するということです。プライバシーの話がよく挙がってきます。これについて、今こそデジタル庁ができたのを機に、縦割りを打破して、横串でトータルデザインをつくる時代になっていると思っています。それが2つ目。

それから、3つ目。これに併せて、不動産登記関連手続き全体のデジタル完結を実施するというです。これをやると、今言った、少なくとも30兆円以上の経済効果が発生し、種々の社会問題の解決にもつながると思っています。

具体的に資料に沿って説明させていただきます。

1 ページ目を御覧ください。

2つ問題がありまして、取引コストが高く、不動産流通が活性化していないということです。不動産テックとよく言われますけれども、不動産テックの手前の状態だと思っています。完全にデジタル化されていない、それから、IDで連携できる、突合できる情報システム基盤がない、これが1点目です。

2点目が、空き家問題、所有者不明土地問題などです。登記情報と実態が乖離しているため、適切な対応ができず、不動産流通そのものが停滞している。これを全て解決できるのがベースレジストリの今回の話だと思っています。

2 ページ目をお願いします。

2 ページ目は、実際に事業者として対応コストがかかっているかということで、少なくとも1年間に1.3万人分がかかっていると試算をしております。

3 ページ目です。

3 ページ目はIDでデータが突合できないので、不動産会社がいろいろなところに行かなくてはいけないという状況を表している資料、国土交通省が作成した資料を貼り付けました。これがデータができてIDで突合しているとういう無駄が発生しなくなるという趣旨

でございます。

4 ページ目。

空き家問題ですけれども、関係者にヒアリングをしました。登記情報はそもそも現状と乖離をしております。所有者特定のために数十万から100万円以上かかる可能性もあります。現状では納税通知書の情報で所有者の特定を代替させていますが、こういった事務が地方公共団体等における行政事務のかなりの負担にもなっております。これらを解決しなければならない。

次のページをお願いします。5 ページ目です。

5 ページ目は具体的な例です。登記でどうなっているかということ、例えば、××半左エ門さんみたいな登記が実際に残っていて、今、これは誰なのだということについて、探すのにもものすごく膨大なコストがかかるということです。

具体的な要望、6 ページ目でございます。

要望事項の1 番目、不動産分野におけるベースレジストリの内容具体化と整備運用ということです。我々は4 年前に自民党等で提言をしておりますが、不動産IDというものをつくるとともに、情報連携基盤として不動産情報バンクというのをつくっていただく、これをベースレジストリとして整備をしてほしいということです。

国交省が不動産総合データベース構想というのを昔やっていましたが、2017年3月に終了しております。これにはいろいろな理由があると思いますが、恐らくプライバシーの問題もあったのではないかと推察しております。

要望事項の2 番目として、地番とか住居表示等のデータと個人情報保護法との整理の問題です。後ほど各省庁から御説明があるのかと思いますが、もともとこれは個人情報保護法上で実は隠れた課題として、ほかの情報と突合すると個人が特定できてしまうという情報、いわゆる散在情報をどのように管理するかということでございます。

要するに、持っていること自体というよりは、利用の時点で個人情報として特定されて問題になると思いますので、そこの適正利用をどう確保するかという観点からの制度設計の工夫で柔軟な対応できるのではないかと考えております。来年4月施行予定される改正個人情報保護16条の2でもそういうような規定がございます。こういうものと併せもって具体的な突破口が開かれるのではないかと考えております。

それから、最後、3 番目はデジタル完結ということで、オンライン申請は今でも不動産登記申請できますが、その周知徹底と活用、それから、添付書類などを含めたデジタル完結など、いろいろなことをしてほしいということでございます。

時間がないので、7 ページ、8 ページ、9 ページ目は後で読んでいただければと思います。

10 ページ目をお開きください。不動産情報システムの最先端の事例を紹介させていただきます。

ドバイでは、ブロックチェーンを活用しています。

それから、11ページ目。

具体的に分かっていただきたいと思います。不動産IDというもので管理していきまして、30分以内に登記と抵当権の設定が可能になっております。それが11ページ目です。

12ページ目。画面イメージですけれども、権利・抵当権・不動産の取引の個々の価格、それから家賃が全てマッチングして数字が見られるような状況になっています。これが世界の最先端事例ということでございます。

13ページ、14ページ目は、現状の制度の整理をしているので、これは割愛させていただきます。

15ページ目は御参考です。

実はこういった問題は、総務省の統計委員会も不動産管理についてデータベースをつくる時にどういう問題があるかということで、個人情報との関係が問題になってくるということを指摘しているものでございます。なので、政府としてもこういう問題があるということを認識していたということですので、今回これをまさに整理をする時代に来ているということでございます。

16ページ目は、オンライン利用率の向上という観点からも別途またいろいろ議論はされていくと思いますので、今日はどういう改正項目一覧があるかということで御覧いただければと思います。このようなものが全部解決していかないと徹底的なデジタル完結ということにはならないという趣旨でございます。

最後、17ページ、GDP30兆円等の経済効果を具体的に書かせていただいております。

18ページ目、社会的効果として、今まで述べたこと以外に具体的な行政機関としての対応コストも下がりますし、国民に対するタイムリーな行政サービスの実現、それから都市行政・土地行政に関するEBPMの推進ということにもなります。このベースレジストリを不動産分野において整備をすること。それから、その整備に当たって障害要因は縦割り打破で今度こそ整理をすること。これらが必要だと思っております。

以上でございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

続いてのヒアリングに移ります。本日、株式会社New Storiesより太田様にお時間をいただいております。3分、御説明の時間をいただいているということですので、よろしくお願いたします。

○株式会社New Stories（太田代表） 太田と申します。

私はICTが専門なのですけれども、総務大臣補佐官を3年ぐらいやらせていただきまして、今は自分の会社で地域のICT活用の支援と、それから、市民がデジタルを使って地域課題を解決するシビックテックというのをCode for Japanのほうで推進しております。

今日はベースレジストリの中で、主に農地の不動産地図情報のSDGsへの活用ということについて、資料1-2を使ってお話しさせていただきます。

ベースレジストリの整備・活用は各国で段階的に進んでいるのですけれども、先ほど河

野大臣からデンマークの話がありましたけれども、この十数年は社会経済への貢献ということで大変重要になっています。

注目されている領域は2つあると思うのですが、1つが行政手続のワンズオンリー化ともう一つがSDGsへの活用だと思います。我が国のほうですけれども、ワンズオンリー化のほうは、工程表も含めて検討は進んでいるのですが、SDGsについても、今、着手したほうが良いということで、今日はお話しさせていただきます。

総論より具体案だと思いますので、今日は2つ御紹介します。

まず、1ページ中ほどの「グリーンインフラ」です。

これは河川などをコンクリートで固めるのではなくて、多自然を利用して整備していくということなのですが、データを使った災害シミュレーション等が重要で、ベースレジストリが大変重要な役割を果たします。ここでのポイントは、省庁縦割りを廃止して運用していくという体制づくりで、これは国交省がi-Constructionの取組の一環として、いろいろな地域で進めているのですが、必要なデータ、農地データとか植生データ、こうした国交省の所管以外のデータが重要で、ここが地域を回っていると全然連携がしていないというのがあります。

それから、もう一つ、規制ということから少し外れるのですが、データ整備の投資をもっと拡大したほうが良いと思います。この領域は、非常に国際的に競争力のある技術と企業が日本にありますので、費用対効果は十二分に見込めるという領域です。

それから、2枚目ですけれども、もう一つ、グリーンングというのがあります。このグリーンングは、例えばCO₂を吸収するとか、あるいは生物多様性を維持するといったポジティブな活動を行った一次産業の従事者にインセンティブを与えるというものなのですが、農地とか牧地、林地に関するベースレジストリが大変重要になります。

ここでのポイントも、先ほどと同じく省庁の縦割りの壁を壊すということになります。これはこの後の信夫審議官がお話しされますけれども、2013年に農地法を改正して、農業委員会を各地につくって、農地データをやるぞということでデジタル化をやっているのですが、これは私が地域を回っていますと、各地の法務局がうまく連携していません。農地データを、農地区画情報という筆ポリゴンのデータを、今の農水省で整備しているのですが、ここで様々なデータをひもづけて重ねていくのですが、基本かつ重要な地番データがひもづいてなくて、このデータは法務局にあります。

今日は2つの領域をお話ししたのですが、ほかにもグリーンハウスガスのインベントリとか様々な活用がありまして、社会経済効果は兆円レベルになります。

ベースレジストリは、住民情報とか、先ほどお話しした表記ゆれとかいろいろな問題があるのですが、このSDGsへの空間地理情報、この活用は今始めないと、SDGsの期間も終わってしまいますし、産業振興という観点でも日本の技術やビジネスが機会を逸してしてしまうということになりますので、ぜひ進めていただければと提案させていただきます。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

続きまして、農林水産省にヒアリングを行います。

農林水産省大臣官房より信夫審議官及び窪山参事官にお時間をいただいております。9分程度御説明いただけるということですので、早速ですがよろしくお願いいたします。

○農林水産省（信夫審議官） 信夫です。よろしくお願いいたします。

資料1-3、農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）による農地情報の一元的管理と活用についてに基づき御説明をいたします。

規制室のほうからこのeMAFF地図に向けた取組の内容や実施したいこと、直面している苦労や課題について説明するようにとの御用命がございましたので、ベースレジストリの整備の議論の参考になれば幸いです。

まず、eMAFF地図についてでございますが、3ページ目を御覧いただきたいと思っております。

左の図にありますように、農地情報は、地方自治体をはじめ様々な農政の実施機関で保有されておりますが、機関ごとにばらばらに収集・管理されています。このため、農業者が同じ情報でも都度申告しなければならない上、それぞれの機関で縦割りで収集・蓄積され、相互の突合作業も十分行われず、入力や地図化も手作業、現地調査には別々の地図を持っていくという手間暇のかかる実態となっております。

農業者や自治体職員の数が減る中で、このような状況を放置することは許されず、これを抜本的に改めていくため、当省所管の行政手続のオンライン化を実現する農林水産省共通申請サービス、「eMAFF」と呼んでおりますけれども、eMAFFの導入を契機に、現場の農地情報を統合し、一元的に管理できるデジタル地図「eMAFF地図」の開発に着手いたしました。これが完成すれば、右の図にありますように、農業者による効率的な申請はもとより、農地情報の管理業務の軽減、何よりも最新で正確なデータが反映された地図による現地業務の抜本的効率化、さらには、将来的には右側にあるような様々な用途やサービスへの活用が可能となり、農地の有効利用の実現に貢献するものと考えております。

eMAFF地図の完成のためには、4ページ目に図示してありますように、様々なデータベースや台帳を連携させていく必要があります。具体的には、5ページ目に整理してありますけれども、ベースレジストリとしてどの範囲のデータを言うのかというのは、今後の政府全体の議論で決まっていくと考えておりますが、どの制度でも電子地図を活用することを前提とした場合、区画、地番、緯度・経度といったデータが正確に整備される必要があります。また、効率的に活用するためのデータ連携には、個別の台帳のデータをひもづけていく作業やIDコードの整備が必要になります。しかしながら、実際にひもづけ作業などを行っていくとすると、様々な困難に直面をいたします。

6ページ目でございますが、最初の大きな困難は、データのひもづけそのものが難しいという問題でございます。同じ土地であっても異なる表記がされている各台帳に共通キーがなく、ひもづけが難しい上、登記簿ベースと現況ベースのデータが必ずしも1：1対応

をしません。また、7ページ目にありますように、地番の異体字・外字や表記ゆれの問題があり、コンピューター処理をするにはデータクレンジングを行う必要があります。

9ページ目をお開きください。

2つ目の大きな混乱は、個人情報の取扱いに差があることが挙げられます。

異なる行政機関の間で、それぞれが保有する地理情報を共有しようとする場合、個人情報が含まれていることがあります。行政機関の間で個人情報の取扱いに差があったり、地番等の地理情報が個人情報とされる場合もあることから、統一的で均一的な農地情報のデータ整備が困難となっております。

例えば、実務上、農地法に基づく固定資産台帳と農地台帳の突合とか、あるいは市町村税部局が不動産登記簿の地図・公図を基に区画データ・地番データ等を整理する地番図を農業委員会に共有していただいて、それと突合するようなケースがございます。一方で、eMAFF地図の基礎データとして、不動産登記簿の地図、つまり地籍調査が終わった正確な地図、いわゆる14条地図でございますけれども、その電子データの提供を法務局さんをお願いしようとする場合、地番が個人情報に当たる可能性があることから、個別の行政作用法に基づく具体的な法令の根拠が必要ですよという説明を法務省さんのほうからこれまでいただいております。この場合、他の用途に利用することは困難で、国による統一的な農地情報の整備を進めにくい一因となっております。

また、市町村の税務部局が作成する地番図は、一部自治体でインターネット公表しているケースがある一方で、自治体内でも共有を限定しているケースもございます。総務省さんの協力を得まして、当方から情報共有が可能な旨、全国の農業委員会に通知を出しておりますけれども、約4割の市区町村で共有がなされず、農地台帳の更新への活用ができておりません。

3つ目の大きな困難といたしましては、10ページ目でございますが、農地情報の更新や区画情報の確認に有用な不動産登記簿の地図そのものが電子データとして活用できないケースがあるということが挙げられます。

オープンデータとして地図データを活用するには、XMLファイルになっている必要がありますけれども、その中に14条地図ではない公図等を基にした位置情報が不明な任意座標系のファイルが混在しておりまして、これを他のデータとひもづけて使うのは相当な困難が伴います。

左の図は公共座標系と呼ばれる位置情報と地番情報を持った地図のXMLデータですが、これであれば同じく位置情報を持った筆ポリゴンなどとのひもづけ等が容易であります。

一方で、右の図のように、位置情報が不明な任意座標系のXMLデータを地図ソフトに表示してみたところ、緯度・経度がゼロ度であるアフリカ大陸のギニア湾のあたりに土地データが配置されてしまいました。

あとは例外的なケースかもしれませんが、下のほうにあるように、ある自治体の14条地図の電子データでは、公共座標系が2割弱、8割強が任意座標系となっております。これでは

位置情報から整備をしなければならず、効率的な利用が困難な状況になってございます。

こういった現況を踏まえまして、11ページ以降に、誠に僭越ながらこうあったらいいと思うことを3点ほど課題として整理をさせていただきました。

まず、共通の地番コードの整備の必要性があると思います。表記ゆれ等の問題を解決するには、地番の表記を統一することが考えられますが、なかなか難しくて相当な時間と労力を要すると思います。そこで土地全体について、一意なコードのルールを作成して、電子化するに当たっては、不動産登記法で個別の土地に付与された地番と一意なコードのリストを開示し、共通的に利用することで、表記ゆれがあったとしても台帳やシステム間のひもづけが可能になるのではないかと思います。

ただし、この場合でも、個々の台帳にコードを入力するのは手作業になり、かなりの労力を要するという問題が残ります。ほかに方法はないものか、何かお知恵を拝借できれば幸いです。

12ページ目でございます。

2つ目は、個人情報についての統一的な見解の整備と運用の必要性でございます。

個人情報保護は当然行政機関に求められるものでありますけれども、行政データは可能な限りオープンデータとして広く活用すべきということも、データ戦略タスクフォースの第一次取りまとめでも指摘されています。特にベースレジストリに当たるデータの情報共有は最低限必要なのではないかと考えております。

今国会には、いわゆる2000個問題に対応して「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを設定するための法案が提出されていると承知しています。農地あるいはほかの土地もそうでございますけれども、区画、地番、緯度・経度データ等については、個別法や各政策の目的の達成のためには共通に必要なデータであって、統一的な取扱いがなされるよう、統一的な考え方が整理されることを期待しております。特に、市町村税務部局で作成されている地番図は、これらのデータが入ったものが多く、非常に有用であり、広く活用がなされるように検討が進むと大変ありがたいと思っております。

最後、13ページ目でございますけれども、3つ目の課題として、広く農地関連の台帳整備が抜本的に効率化されるような取組をお願いしたいと思っております。

先ほど、市町村税務部局が作成している地番図について申し上げましたけれども、この地番図も、大元は不動産登記簿でございます。市町村の農業委員会も、農地台帳の正確性の確保に必要なデータを不動産登記簿から得られれば、税務部局にお願いする必要もございません。

難しいのは承知の上で申し上げますが、地籍調査や登記所備付地図整備事業、あるいはこれに代わるような方法があれば、ぜひ強力に進めていただいて、あわせて、既に調査等が終了した地域も含めまして、公共座標系の電子データを整備していただき、行政作用法の根拠など特段の条件をつけずに御提供いただければ、農地の有効利用につながる精緻な地図情報の整備が可能となるため本当にありがたく思います。これが進んで行政機関間で

最新のデータが自動的に共有できるようになれば、自治体の負担も軽減し、農業者も最新の情報を取得ができ、eMAFFでの申請も楽にできるようになると考えております。

以上、お願いばかりで恐縮でございますけれども、御協力をお願いする次第でございます。ありがとうございました。

○大橋座長 どうもありがとうございました。

ただいま農地情報の御説明から、ベースレジストリの整備には様々な論点があるということが分かったかと思えます。本日御議論いただきたい主な論点について、資料1-9にもまとめておりますので、御参照いただければと思います。

それでは、続きまして、内閣官房IT総合戦略室にヒアリングを行います。本日は田邊参事官にお越しいただいています。3分程度等で御説明いただけるということですので、よろしくお願ひします。

○内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（田邊参事官） お時間を頂戴いたしまして、ありがとうございます。内閣官房IT室の田邊でございます。

お手元、資料1-4-1、1-4-2が我々が提出したものでございます。我々、まず始めに大きく感謝を申し上げたいのは、ベースレジストリをお取り上げいただきまして非常にありがたいと思っております。年末、我々はデータ戦略のタスクフォースというもの立ち上げて、ベースレジストリをやっているというように言うときには、そもそもベースレジストリとは何ですか、何をやったらいいのですか、分かりませんというようなことがございました。そういう中で縷々議論をしてまとめてきたわけでございますけれども、こういう規制の中でもベースレジストリを取り上げていただいていると。これは非常にありがたいと思っております。

その上で、まず、おわびをしないではいけませんけれども、資料4-2の回答で、現在できるものということが、ベースレジストリの指定をしようということになっておるわけですが、この指定、今までいろいろなところまだ調整中のところがありまして、今の状況はこういうことになっているということで、これは紙の上ではこうでございますが、後ほど口頭で十分に補足をさせていただきたいと思っております。

資料1-4-2に、年末に取りまとめたデータ戦略の中に、別添の附属文書でベースレジストリロードマップというものも決めさせていただいております。その中では、ベースレジストリの整備について、社会的インパクトの大きいところから段階的にやっていくということをした上で、重点的な整備対象候補として、ここのaから1まで、個人・法人・不動産・文字・住所というような重点的な整備対象候補を挙げております。現在、3月末に向けて、この中からベースレジストリとして活用していくことが重要ではないかというデータ、これの指定を行うべく検討を進めております。

具体的には、法人で言いますと、例えば法人の3情報、これはやはりベースレジストリに該当するのだろうと。その上で、法人の代表者の氏名あるいは資本金、さらには決算の情報、こういったものもベースレジストリとして指定をしていこうと思っております。

さらに土地や地図について言いますと、町字という意味での住所、それから、本日の議題になっております地番、こちらも全国的な住所、街区、それから地番のデータベースを構築するときには不可欠でございますので、ベースレジストリに指定していく必要があるのだろうと。その上で、地図、電子国土基本図とか郵便番号、こういったものもベースレジストリになるのだろうと。

そのほか、e-Govに載っているような法律・政令・省令、それから各省が持っているような補助金などの支援制度、こういうものもベースレジストリに該当していると思っております。さらには公共施設です。国民の用に広く供しているような行政が保有する公共施設、こういったものもベースレジストリとして指定をしていく必要があるのだろうと思っております。

その上で、本日議題になっておる地番についてでございますけれども、先ほど農水省さんのほうから説明がありましたとおり、様々な問題があるということは我々も承知をしております。それぞれどのような解決の仕方がいいのかということをお我々としても知恵を出していきたいと思っております。

その意味で、冒頭、河野大臣からありましたとおり、できないという理由を探すというよりは、こういうやり方ならここまでできるというようなことで、一つ一つベースレジストリ、地番以外のものもございしますが、そちらのほうについても解決の仕方、これを関係省庁の皆さんと一緒に知恵を絞っていきたいと思っております。我々だけでできることは限られていると思いますので、皆様方の御協力をいただきながらやっていきたいと思っております。

IT室からの説明は以上でございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

続きまして、法務省にヒアリングを行います。本日は法務省民事局より松井課長、沼田室長にお時間をいただいております。7分程度御説明の時間をいただいているということです。早速ですがお願いできればと思います。

○法務省（松井課長） それでは、法務省民事局総務課長、松井のほうから、まず一言御挨拶を申し上げます。

今回の論点である法務省保有の地番を含む地図情報の提供と、行政機関の個人情報保護法との適用関係につきましては、先ほど来話題になっているところでございますが、これまでも内閣官房の地理空間情報活用推進室やIT総合戦略室と御相談させていただいているところでございます。

本日は、ワーキング・グループの皆様の御意見を伺いつつ、当省としては御意見を踏まえ、ベースレジストリの実現に向けて着実に検討することができるよう努力してまいりたいと考えているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

詳細につきましては、民事局、沼田室長のほうから御説明を申し上げます。

○法務省（沼田室長） 所有者不明土地等対策推進室長の沼田でございます。どうぞよろ

しくお願いいたします。

それでは、資料1-5-2を御覧いただきながら説明をお聞きいただきたいと思います。論点を4ついただいております。論点①から順次説明をさせていただきます。

まず、資料の青い部分「論点① 地図データ（XML形式）の提供方法について」でございます。

法務省では、不動産登記法が規定します一般的な登記情報の公開方法、これは登記事項証明書とか登記情報提供サービス、これはインターネットによって提供させていただいていますが、これとは別に官公署から管轄登記所に対して、法令上の根拠に基づいて地図データの提供の依頼がありまして、その使用目的が当該法令の趣旨に照らして相当と認められる場合には、当該官公署に対して当該地図データをオンラインまたは電磁的記録媒体で提供させていただいているところです。

この場合、地図データには地番を含むXML形式での提供依頼に対して、これに応じることは可能でありまして、現に行っているところでございます。また、またこの依頼につきましては、個々の不動産を特定することなく、地番区域をもって依頼することができることとしておりまして、案件に応じて都道府県単位ごとに地図データを提供するなどの柔軟な対応を行っております。

具体的を一つ申し上げますと、例えば平成26年度、全国農業会議所において、農地法第52条の3第2項に基づく農地に関する地図の作成及び公表の基礎データとして活用したいということで御依頼がありまして、都道府県農業会議、または農業委員会からの依頼に応じまして、法務局、地方法務局から都道府県単位で全国分の地図データを提供している実績がございます。

また、官民データ活用推進施策の一環としまして「未来投資戦略2017」「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」、これらにおきまして、令和3年度、来年度になりますけれども、登記所備付地図のデータの提供を可能とするとされておりまして、これを受けまして、法務省では、地理空間情報活用推進基本法第18条2項に基づきまして、毎年、全国分の地図データをXML形式でG空間情報センターに提供し、このセンターを介しまして一般に地図データを公開するという事を予定しております。

この地図データに関しましては、G空間情報センターのホームページからダウンロードすることが可能となるということでございます。

続きまして、論点②でございます。

資料の下半分になりますが、黄色い部分でございます。

まず「地番の個人情報該当性について」ですが、前提としまして、不動産登記や地番情報等のデータの提供の実現につきまして、当省として地番等の情報が保有個人情報、これは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、「行個法」と読んでいますけれども、この2条5項の「保有個人情報」に該当するものか、あるいは、該当する場合にあっては、本来の目的以外の目的で第三者、これは提供先となる他の行政機関でございますけれども、

これに提供することについて、行個法8条との適用関係がきちんと整理されるかどうかについての検討が必要であると考えておりました、他方で、提供先となる他の行政機関から個人情報を開示する際の個人情報の取扱いに関しましては、当該他の行政機関等における行個法の適用の問題であるという認識しております。

次に、地番の個人情報該当性ですが、地番を含めまして、土地や建物の所在を示す地理空間情報、これは不動産登記情報と照合することによりまして、特定の個人を識別することができることから、当該照合によって特定の個人を識別することができることとなりますので、この地番も含めて保有個人情報に該当するものと認識しております。

これにつきましては、地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドラインが地理空間情報活用推進会議において公表されておりますけれども、このガイドラインの考え方によったものでございます。

したがって、本来の利用目的外の利用、提供に当たりましては、行個法8条1項の法令に基づく場合の例外か、行個法8条2項各号に該当することが必要になるものを理解しております。

また、行個法第8条2項2号の、法令の定める所掌事務の法令とは、設置法上の規定で足りるかどうかというお尋ねもございましたけれども、抽象的、一般的な行個法の解釈論であるため、行個法の所管部署において見解をお示しいただきたいと思っております。

なお、8条2項2号は、行政機関内部において、保有個人情報を本来の目的以外の目的で利用する場合の規定でございますので、保有個人情報本来の目的以外の目的で他の行政機関へ提供する場合の規定につきまして、同項3号になるものと考えております。

資料のほうを1枚おめくりいただきまして、論点③でございます。

オープンデータのための行個法第8条1項の活用についてでございます。

法務省といたしましても、オープンデータの重要性については十分認識しております。論点1で申し上げたとおり、官民データ活用推進施策の一つとして、令和3年度までにG空間情報センターを介して、地図データの提供に取り組むこととしております。

なお、当該地図データに地番を含むことは十分あり得ると考えておりますけれども、その際は、地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドラインにおいて、地番を提供することが可能であるという旨が明確化されることを希望しております。

当省としては、地番が個人情報に該当しないと改めて整理することを否定するものではないと認識しておりますし、仮にそれが困難でありまして、行個法第8条1項の法令に基づく場合の法令に地理空間情報活用推進基本法第18条2項、これが該当すると整理することも考えられますし、また、行個法8条2項4号の保有個人情報を提供することについて、特別な理由があるときに該当すると整理する方向で検討することについて、当該ガイドラインを所管するという地理空間情報活用推進会議事務局、これは内閣官房地理空間情報活用推進室でございますが、これらに提案をしてきたところでございます。

続きまして、論点④です。資料の下半分のほうを御覧ください。

地図の整備についてと、個人情報に属する可能性のある情報以外の情報の個人情報該当性について、2つのテーマをいただいております。

まず、1つ目ですが、不動産登記簿の地図情報は、緯度・経度情報が付されていないとの記載がございました。この趣旨、明確ではないのですけれども、緯度・経度情報が付されていない地図というものは、明治期に作成されました、いわゆる公図であれば、公図は不動産登記法上は14条4項の「地図に準ずる図面」というものを指しているものでございますが、御指摘のとおり、現在においても、この登記所備付地図、世界測地系の座標値を有するものの整備が全国的に完了をしている状況ではございませんので、この緯度・経度情報がない公図については、当該地図が備えつけられるまでの間、これに代えて公図を備えつけるということとされているものでございます。

登記所備付地図には、法務局が実施する登記所備付地図作成作業により作成されるもののほか、国土調査法に基づく地籍調査の成果として登記所に送付される地籍図、土地区画整理事業、土地改良事業等において作成され、その登記の際に提出される所在図もございますけれども、現在も各省連携を図りつつ、公共座標値を有する地図の整備の推進に取り組んでいるところでございます。

2つ目です。

「不動産番号」や「地番を含む地図情報」については、不動産番号や地番を用いて、不動産登記情報と照合することによりまして、特定の個人を識別することができるために「保有個人情報」に該当すると私どもは考えております。

なお、地目や地番を含まない地図情報につきましては、その情報単体で保有しているものではないわけですが、仮にそのような情報、これらの情報を除いて非識別加工がされた情報を作成して保有したとすれば、これは保有個人情報に当たらないと考える余地があるものと理解しております。

説明は以上でございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

ちょっと時間が延びていますので、手短にお願いできればと思います。

続きまして、総務省にヒアリングを行います。総務省行政管理局より水野管理官、自治行政局より平野理事官にお時間いただいております。申し訳ございませんが、手短にお願いできれば幸いです。よろしくお願いたします。

○総務省（水野管理官） よろしくお願いたします。総務省行政管理局です。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を所管しております水野と申します。どうぞよろしくお願いたします。

まず、ポイントでございますが、冒頭に申し上げますと、行個法は、個人の権利利益の保護と個人情報の有用性・利活用への配慮のバランスを図ることを目的とした制度であり、各府省の行政運営上必要となる利活用を妨げる制度とはなっておりません。また、目的外利用・提供につきましては、各府省において社会通念に照らし「相当の理由」があれば

可能としており、その運用状況については、私どもの施行状況調査において公表しているところでございます。

また、各府省におきましては、これらを参考といたしまして、個人情報の利活用を適切な形で行っていただくことを、私ども法の所管としては期待をしているところでございます。

なお、先ほど、個人情報保護の2000個問題についての言及がございましたが、こちらは今国会におきまして、これを解消するための法案が、IT室さんの担当と思っておりますが、今通常国会に提出されまして、まさに審議中と承知をしているところでございます。

続きまして、資料に沿った形で御説明申し上げます。行個法でございますが、こちらは、各行政機関における個人情報の管理に関する一般法でございます。個別具体的な情報が個人情報に該当するとしたら、その管理においてどのような根拠で利活用を行うか、個別具体的な運用につきましては、それぞれの情報を保有し、取扱いを行う各行政機関において御判断いただく必要があるものでございまして、したがって、私どもからの説明につきましては、一般論、制度論になることを御理解いただければと思っております。

まず、1番目のお尋ねでございますが、行個法上の個人情報の定義でございますが、生存する個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものですが、それに加えまして、情報単体で特定個人を識別できなくても、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものが該当すると規定されてございます。

お尋ねの地番、地図、また、単独で提供された場合の地図情報につきましても、この定義に該当するかどうかについて、これらの情報の性質、内容や、管理の具体的な状況を踏まえて、情報の取扱いを行う機関において個別に判断すべきものということになります。先ほど申し上げましたように、個人の氏名などが記載されていない場合であっても、他の情報との照合により特定個人を識別可能な場合につきましては、個人情報に該当し得るということに留意が必要だと思っております。

また、個人情報に該当するもののうち、いわゆる行政文書に記録されているものにつきましても、保有個人情報として行個法の規定に基づいて管理をする必要がございまして、利用目的以外の目的のために利用・提供する場合におきましては、行個法第8条1項、2項の規律を遵守する必要がございまして。

ここで2番目のお尋ねでございますが、行政機関内で利用する場合に、第8条2項2号の「法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度」、また、他の行政機関に提供する場合には、第8条2項3号の「他の行政機関における法令の定める事務の遂行に必要な限度」において、いずれも「相当の理由」があるときは可能と規定されてございます。ここで言います「法令」には、いわゆる各府省の設置法も含まれるものとされているところでございます。

最後に繰り返しになって恐縮でございますが、念のため第8条2項の目的外利用・提供の趣旨について再度申し上げますと、この規定は、保有個人情報の目的外の利用・提供を

原則として禁止しつつも、本人の利益や国民の負担軽減、社会公共の利益になる場合などの例外を設けているものでございます。決して行政機関による恣意的な判断を許容するものではなく、社会通念上客観的に見て合理的な理由が必要であります。

また、これを逆に言えば、行政機関が行政事務を遂行する上で、行政サービスの向上や行政運営の効率化を図るために、利用目的以外の利用・提供を行う必要がある場合は当然あり得るところでございまして、このような場合におきまして、個人の権利利益を不当に損なうものではなく、かつ、その必要性が社会通念上客観的に見て合理的な理由、すなわち「相当な理由」と言える場合におきましては、目的外利用・提供は十分許容されるものです。この規定に過剰に反応して妨げられてしまっていることがあるかもしれませんが、そのような場合は、行政の適正かつ円滑な運用ということが、この行個法の趣旨・目的にも掲げられているところとございまして、このような目的外利用・提供を過剰に反応して妨げられるようなことは想定をしていないということとございまして。

以上、雑駁な説明で恐縮でございまして、私どもからは以上でございまして。

○大橋座長 ちょっと通信環境が悪いみたいなので御確認ください。

続きまして、個人情報保護委員会事務局。

○総務省（平野理事官） 総務省でございまして。

○大橋座長 まだ続きますか。失礼しました。

ちょっと時間が押していますので手短にお願いします。

○総務省（平野理事官） 承知しました。

住民制度課でございまして。

御質問は、住居表示につきまして、住居番号が個人情報に該当するかという御質問をいただいております。住居表示につきましては、住居表示に関する法律というのがございまして、この3条において、議会の議決を得て公示することになっておりますので、一般には公表されている情報には当たります。ただ、先ほど法務省様にも御説明いただきましたとおり、地理空間情報活用推進会議のガイドラインにおきまして、地番や住居番号等の特定の土地や建物の所在を示す地理空間情報であって、特定の個人との結びつきや、その居住等の事実と関連づけられているものにつきましては、基本的に個人情報として取り扱う必要があると示されてございまして、そのように認識しているところでございまして。

私からは以上でございまして。

○大橋座長 ありがとうございます。

続きまして、個人情報保護委員会事務局より山澄参事官にお願いをいたします。申し訳ありませんが、手短にお願いいたします。

○個人情報保護委員会事務局（山澄参事官） よろしくお願ひいたします。個人情報保護委員会でございます。

冒頭、やや分かりにくいかもしれないので、行政管理局さんからの御説明と我々の説明の分担といたしますでしょうか、まずそれを申し上げさせていただきたいと思っております。

総務省さんからもありましたが、現行法では、国の行政機関、独立行政法人等が持つておる個人情報につきましては総務省さんが行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法という法律で所管されておられます。それから、民間企業が持つておられる個人情報につきましては、私ども個人情報保護委員会が個人情報保護法に基づいて制度を運用しております。それから、2000 個問題と言われますが、地方公共団体の保有しておられます個人情報につきましては、それぞれの条例、ですから、それが約 2000 個あると言われるわけですけれども、条例に基づいて所管をされております。ですから、総務省さんと、私ども、似たようなことを言うわけですけれども、デマケはそういうことでございます。それを申し上げさせていただいて、ただ、デマケが分かれていることの諸問題については、後ほど再度申し上げたいと思うのです。

それから、頂いておりました論点ごとに、具体論について、地図・地番について御説明したいと思えます。

回答の方でも書かせていただいておりますが、地番というものは個人情報保護法の下では、それ単体では特定の個人を識別することができませんので、個人情報には単体では該当しないと。冒頭に新経連さんの資料でドバイの資料がございました。ドバイの資料をもう一回見ていただくと、多分、地番と賃料の相場か何かが書いてあったと思うのですが、あの資料自体は個人情報保護法の規制対象ではありません。ただ、あそこに、例えば、ドバイの土地を山田さんが持っているというような情報、田中さんが持っているという情報が付加された場合、あるいは容易に付加され得る場合、こういう場合には全体として個人情報になるということでございます。現行の個人情報保護法の考えではそういうことでございます。

ですから、その地図というものが、一義的に地図が個人情報に当たるか当たらないかというような二分法ではなかなか判断が難しく、誰が保有しているのか、どういうものと付加し得るのか、それが個人の名前と付加し得るのかどうかというようなことによって変わってくるということを御理解いただければと思えます。

回答のところの 2 番の中ほどに書いてございますが、そうはいつでも利活用というのをあまり縛るのは、我々、全く本意でございませぬので、市販されている住宅地図を利用する場合においては、個別に政令において、そういうものについては、個人データの関係の規制の適用はないとして、提供等、規制外でやっていただくということにしております。

以上、あと、同趣旨のことがずっとこの回答欄には書いてございます。御質問・御不明点があればまた御質問いただければと思えます。

最後にもう一点でございませぬ。

事務局から別途いただいている論点メモ、あるいは先ほど農水省さんからありましたように、あるいは冒頭に申しましたように、制度の運用主体がばらばらになっておると。これによって、私ども総務省さんとも日々連携を取って、なるべくそういうことがないようにしておりますが、どうしても所管の違いによって、我々と総務省さんの間ですら解釈の

ずれがあるのかもしれませんが。ましてや地方自治体ということになりますと、我々はなかなかリーチできませんので、大変御不便をかけていると、いろいろ聞いております。それをまさに解消すべく、行政管理局さんからも少しありましたが、この通常国会、まさに今ですけれども、いわゆる一元化法案というものを審議いただいているところであります。

もちろん国会の御審議次第ですが、もし、これをお認めいただけましたら、改正後は、私ども個人情報保護委員会が地公体分も、それから、国の行政機関も、独立行政法人等も、当然民間分も全て我々が所管することになりますので、農水省がただ今おっしゃった農地に関する個人情報絡みの定義とか、そういうものについては、その暁には早急に統一して、その際には経済団体さん、あるいは企業の方々、その管理者の方々、広く伺いながらきちんと統一していきたいと思っております。

早口で恐縮ですが、私どもの方からは以上でございます。ありがとうございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

次に、内閣官房地理空間情報活用推進室の金井室長、後沢参事官にお越しいただきます。手短にお願いいたします。

○内閣官房地理空間情報活用推進室（金井室長） 内閣官房地理空間情報活用推進室の金井でございます。

それでは、資料1－8に従いまして御説明を申し上げます。論点を2ついただいております。先ほど来から関係各府省の方から御紹介いただいております、地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドラインの件です。これについては、ここにも書いていただいておりますように、平成22年9月に策定したものでございますけれども、これにつきましては、今日御参加いただいている関係府省の方々も御参画をいただいた上で、あと、自治体の方、それから産学の有識者の方などから構成するメンバーで御検討いただいて策定されたものでございます。

そもそも、このガイドラインでございますけれども、行政機関等が保有する地理空間情報の提供、流通を行う上で望ましいと考えられる個人情報の取扱いに関する標準的な考え方を整理するというところで、地理空間情報の円滑な活用の促進を図るものでございます。

私どもの立場上、地理空間情報の活用を図るという立場でございます。そういったこともございまして、先ほど来から関係府省の方々から御説明をいただいておりますが、地番の個人情報の取扱い、そもそも論がいろいろな考え方がございますので、それらを所管する、今後は、今回の法改正で個人情報保護委員会のほうに一元化されるということをお伺いしておりますけれども、その考え方に従った形で必要な見直しを図ってまいりたいと考えてございます。

それから、2点目にいただいております、地番に限らず、住居表示等その他の個人情報の考え方を全面的に見直すべきではないかということでございます。これにつきましても、同じことでございますけれども、個人情報の取扱い自身がどういう形になるかということが最大のポイントでございますので、これに従った形の必要な見直しを行ってまいりたい

と考えてございます。

また、その考えにつきましては、関係部署の皆様方と連携をした上で対応してまいりたいと考えてございます。

説明については以上でございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、早速ですけれども、御意見・御質問をいただけたらと思います。手挙げでやっていただければと思います。

ちなみに、河野大臣は15時に御退席と伺っておりますので、もし御退席のタイミングで一言いただけたらと思っております。

○河野大臣 ありがとうございます。

いろいろ丁寧な御説明をいただきましたけれども、これからデジタルトランスフォーメーションをやっていかなければならないわけで、それを実現するために解決しなければいけないことは何なのか、しっかり指摘をしていただいて、それをどのように解決していくかという視点で議論をしていただきたいと思います。

今こうなっているからそれはできません、というような議論は意味がないので、そうではなくて、どうしたらできるようになるのかという視点での、スピード感のある議論をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○大橋座長 どうもありがとうございます。しっかり、今日、ピン止めできるところはさせていただければと思います。

それでは、委員の方、ぜひ御質問・御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、岩下委員からお願いいたします。

○岩下委員 岩下でございます。私は本ワーキング・グループの外からですが、今日は大変興味深い議論をなされているので参加させていただきました。

今ほどの議論をざっとお聞きしております、やはりこの個人情報であるかないかみたいな議論というのに、行政機関が自縄自縛になっているなというのを改めて感じたところでもあります。もちろん、個人情報は保護する必要がありますし、そのための個人情報保護法、行個法なのだと思いますが、それは決して有効な活用を妨げるというものではないと皆さんおっしゃったわけですね。片や、何が目的かというと、個人を保護するのが目的なので、地番によって個人が特定されるのはあり得ます。メールアドレスだって、様々なIPアドレスだって、個人を特定し得ますから、それは個人情報を形成することは当然あり得るわけですが、それによって特定の個人を、まさに限定して、その人に対して何がしかのことは行うということがあるから、それは個人情報だよみたいな議論になるのであって、今回、議論をしているように、ばさっと、ある地域の全体の地番を登録してデータベースで活用しましょうみたいな話をするときには、そこの中に住んでいる人たち全ての人たちの権利をどうこうするという話ではないはずで。

そもそも、先ほどから何度も出てくるガイドライン、地理空間情報の活用における個人情報取扱いに関するガイドラインの中で、何やら個人情報ですということに限定的に書いてあることが、それがすごく尾を引いて、いろいろなところで、個人情報だから駄目ですということが、特に市町村レベルだと起きているというのは明らかに見て取れるので、そこはぜひ、大元のところを改めたほうがいいのではないのでしょうか。

その上で、まさに原則のとおり、どんな情報でも個人情報として扱われる場合もあるし、そうではない場合もあるので、地図が全て個人情報だと言ってしまったら地図書が売れなくなってしまうから、そんなことはないはずなので、そういう意味で常識に沿った形の対応が取れるような形に持ってくるのが当然だと思います。そのための一つ大きなとげを抜くという意味で、先ほどのガイドラインの部分について見直しを行っていただくのが一つ重要なのではないかと思うのです。

以上です。

○大橋座長 村上委員、お願いします。

○村上専門委員 村上です。ありがとうございます。

今、岩下さんが言われたように、地番あるいは住居表示、地図に関しては、今回参加されている府省の方々が検討会を立ち上げて、有効活用するための方策の検討をぜひ始めていただければと思います。

その上で、そういった整備ができた後の話なのですが、国交省さんと農水省さんに質問なのですが、まず、国交省さんについては、不動産総合データベースの実証後、具体化に至らなかったということなので、どうすれば、それを実効性のあるものにできるという知見が得られたかをぜひお話しいただきたいと思います。

あと、農水省さんに関して、筆ポリゴン等の一連の取組、私は画期的だと思っているのですが、それでも様々な課題があると。そこで得られた経験を基に、不動産全体に広げていくにはどうしたらいいか、そういったようなお考えをぜひお聞きしたいと思います。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

御質問については後ほど回答をいただくようにします。

菅原委員、お願いします。

○菅原座長代理 ありがとうございます。

先ほどの御説明にもありましたが、行政は総務省、民間は個人情報委、地方は条例でと、所管がバラバラになっているものが、今国会で法改正できれば一括して個人情報保護委員会のほうで対応されるということなので期待しているところです。今後、個人情報の取扱いがベースレジストリ活用によるデータ戦略をしていく上でも重要となるので、法改正後のスケジュール感はきちんと出していただきたいと思います。

今回、提案されてきている地番情報の件ですが、各省さんからのお話を伺っていると、若干表現は違いますが、要は、地番情報自体単体では個人情報での該当性はないですが、

これがほかの情報と照合されることによって個人情報ということで扱われていくということなのですが、いま一度、この地番情報も含めて、個人情報として取り扱うかは、現在置かれている情報の利活用などの実態を踏まえた上で、もう一度見直すべきではないかと思いました。仮にこれが個人情報であっても、例外規定に該当するために、第三者提供が可能であるという整理などもできると思うのですが、若干性格は違うのですけれども、数年前に次世代医療基盤法をつくったときにも類似の議論をしていたと思います。このときも特定個人が識別できないように加工された匿名情報の利活用に関して、どのように利活用できるかという仕組みづくりを議論しておりました。それぞれの分野ごとになるのかもしれないですが、分野横断的に一定の基準を設けるものの、その上に、それぞれの分野に応じた技術的基準とか、例えば国が認定したそういう事業者が使えるようにするとか、そういうルート作りを透明性を持って進めていくということが重要なのではないかと思います。

○大橋座長 ありがとうございます。

高橋委員、お願いいたします。

○高橋（滋）委員 どうもありがとうございます。

法律の統一の話は別にして、今問題になっている、主に問題になっている国の行政機関の間の話は、現時点において、行個保護法の話で、所管されているのが行政管理局です。したがって、行政管理局の解釈が重要だと思うのです。確かに一般法の所管なので、個別問題については所管官庁で考えてほしいというのはそのとおりなのですが、ただ、バックヤード連携という一般論から考えると、今問題になっている具体の事例を少し抽象化して、それについてどうなのだと解釈を示していただくのが重要だと思います。

そして、現時点で、農水省さんが実施したいことは、要するに、地番の利用を考えていて、それを、内部的に自動処理して、他の申請の情報と、ポリゴンですか、両方に使えるようにしたいという話です。このような話は、ベースレジストリについては必ず出てくる話だと思います。

そういう意味で、抽象的な視点からの利用の仕方についてどうなのだという見解を出せると思います。結局、内部的なシステムで自動処理して、それを申請者本人に提供できるようにする事務が、8条の2項3号に当たるかどうかと点です。この点の見解を、今、示していただくのが重要だと思います。

それから、さらに加えて、それだけではなくて、広くインターネットで外に活用していただくということも重要だと思うのです。そういう場合に、例えば4号該当性で考えられるのかどうかということも、抽象論としてお示しいただくことが、今後の制度の充実のためには必要だと思うのです。それについて、ぜひ行政管理局の御見解を示していただければありがたいと思います。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

南雲委員、お願いいたします。

○南雲委員 ありがとうございます。

お話をいろいろとお伺いしております、これは個別法ごとに、個別事象によっては、地理情報とほかの情報を突合すると個人が識別できるということですので、一個一個積み上げていっても、答えにたどりつけないまま時間が経過してくということは自明だと思います。なので、ベースレジストリに特定された場合については、これは一定の公共目的で使われるデータであるということで、他の国では、例えばデンマークとかエストニアとかフィンランドではどういう法体系としてこれを処理しているのかというベンチマークを通じて回答を導き出すような方法を取らないと、一個一個の解釈をどうするかという積上げでは、多分、デジタル庁をつくっても解決に至らないのではないかと思います。そういう縦のものを横で考えるというアプローチは取れないのかということについて御意見をいただければと思います。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

取りあえず、以上の手が挙がっている委員にいただきましたので、各省からいただきたいと思います。

まず、農水省、村上委員から筆ポリゴン等についてあったので、それについていただいでよろしいですか。

○農林水産省（信夫審議官） 御指名、ありがとうございます。

村上委員から2点御質問いただきました。

まず、筆ポリゴンについて御評価いただきまして、ありがとうございます。

これは実は50センチの解像度の衛星写真を基にして、うちの職員が全国3000万筆の農地の区画を、これは手作業で線引きをしたというものでございます。これが緯度・経度情報と結びついているので、今後いろいろなものが使えるのではないかと。今般、デジタル地図もそうなのですが、それとひもづけて使えるのではないかとということなのですが、これはまた来年度以降、その精度を上げていくために、いろいろな事業も組んでございます。

ただ、こういうことを、私どもの部局でやらなくてはいけないということ自体が、実はちょっと問題などではないかなと思っておりまして、もしそういったデータが最初からあれば、職員が手作業で3000万筆の区画情報を手作業で引く、筆界を引くということではなくて済むのではないかなと思っております。

あと、不動産全体に対してということですが、我々は農地を担当しておりますので、どこまで敷衍化できるか分かりませんが、農地と他の不動産、ほかの土地と一番大きな違いは、農業委員会の存在なのではないかなと思っております。農地の権利移転をするときには、農地法上、農業委員会の許可を受けるという義務がかかっておりますので、農業委員会はそれで農地台帳を整備するということになっています。そこで、やはり公的な機関が、きちんと介在をして、その農地情報を整備し、それを台帳化している

というのがベースにあって、所有者不明の土地を除けば9割以上、あと、耕作しているものを含めれば95%近くは農地情報も整備されておりますので、ですから、ベースになる地盤データとか区画情報があれば、あとはデータを載つけられるだけというような状況になってございます。

他の法制度で、そういった土地に対して、土地の権利移転に対してどのような義務がかけられるのかというのは、私どもはなかなか分かりませんが、そういった公的な機関の存在が、まがりなりにも農地情報が整備されているということの一つの大きな要因になっているのではないかなと考えております。

以上でございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

次に総務省。

○村上専門委員 すみません。国土交通省さんにも質問していました。

○大橋座長 順番はそうしようと思ったのですけれども。

○村上専門委員 では、それで結構です。大橋さんにお任せします。

○大橋座長 国交省ということは、地理空間情報活用推進室のほうですか。

○村上専門委員 不動産総合データベース実証後の話です。

○大橋座長 今、国交省は来ていないので。

○村上専門委員 失礼しました。では、結構です。

○大橋座長 それでは、総務省、お願いできますでしょうか。

○総務省（水野管理官） 総務省行政管理局でございます。通信状況が悪いということでございますが、聞こえておりますでしょうか。

○大橋座長 今は大丈夫です。

○総務省（水野管理官） 私どものほうから説明させていただきます。

先ほど個人情報委員会からお話があったとおり、法律が分かれている、これを一元化して2000個問題を解消する法案につきましては、内閣として閣議決定して法案を提出したものでございまして、法案が仮に成立いたしましたら、行政機関の規定は公布から1年以内、地方公共団体の規定は2年以内に施行されることになっていると承知をしております。

このため、行政管理局から所管が離れるわけでございますので、どこまで申し上げていいのか悩ましいところでございますが、あくまでも一般論としてお答えさせていただきますが、先ほど御説明申し上げましたとおり、個人情報に該当するとしても、それぞれの、どのような根拠で目的外利用・提供ができるのか、できるとしてもその理由につきましては、あくまでも個別事案ごとにおいて説明していただく必要があると思っております。私どもとしましては、一般化することはなかなか困難ではございますが、これまで、本日、説明を聞く限りにおきましては、各府省の提供につきましては、行個法第8条2項のそれぞれに該当すると、説明することは可能のように思われますので、関係省庁におき

ましてロジックを磨いていただけましたら、私どもとして御相談にあずかるなど、積極的に協力してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○大橋座長 高橋委員、今のお答えはどうですか。

○高橋(滋)委員 要するに、各省が3号該当性、4号該当性を整理して御相談に行けば、その御相談にあずかっていただけというお約束をいただいたということで結構でしょうか。

○総務省(水野管理官) そのとおりでございます。各省さんには、積極的にロジックを磨いていただけましたら、私どもからは、ない知恵でございますが、絞って御協力申し上げたいと思っております。

○大橋座長 ロジックを磨くというのは、今の農水省の申し出は、あまりロジックが磨かれていないと。

○総務省(水野管理官) そういうわけではございません。今日、初めて聞いた説明でございますので、もうちょっと事務的に詰めるところがあるかなと思っておりますが、今聞いた限りにおきましては、非常に理にかなった説明になっているかと思っておりますので、さらに農水省さんのほうで御不明の点がございましたら、御相談にあずかるなど、御助言は最大限させていただきたいと思っております次第でございます。

○大橋座長 農水省さん、今のお答えで、もし不安な点とかあれば、今、いただければ、我々のほうで受け止めて確認はします。

○農林水産省(信夫審議官) 不安な点というか、3号該当性にしろ、4号該当性にしろ、私ども所掌事務の範囲内で仕事を当然するわけでございますので、そこで、磨くロジックは、恐らくあまり所掌事務からはみ出ないものではないかなとは思っておりますけれども、せっかくそのように御相談を受けていただけるとおっしゃっていただきましたので、ぜひ相談に乗っていただければと思います。ありがとうございます。

○大橋座長 それでは、事務局のほうでも、しっかりこのところはフォローしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

南雲委員の御質問は誰に聞きたいかありますか。

○南雲委員 まず IT 室です。

○大橋座長 では、IT 室、お願いできますか。

○内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室(田邊参事官) IT 室でございます。南雲先生、ありがとうございます。

ベースレジストリの指定の効果みたいなお話だと思っておりますけれども、確かに個別個別のあれを一つずつやっていくというところは、結構手間ばかりかかってどうするのだというのは、実は内部でも議論はしております。そこをどのようにするのかというところは、まさに先生、御指摘のとおりです。海外でどのようにやっているのかというところを勉強しながら、我々もベースレジストリについて、まず年末、こういうのが重点候補と

してあるよねという概念をまとめたというタイミングでございますので、そこを実際どのように動かしていくのか、我々としても勉強して、知恵を絞っていきたいと思っておりますし、また、個別に先生の御意見等々をいただきながら考えてみたいと思っております。そういう意味では、今日いただいたものを含めて、どういうやり方ができるのか考えてみたい。そのように思っております。

以上です。

○南雲委員 ぜひ、それを研究するとき、ベースレジストリとして指定したデータは公共財性を帯びるので、チーフ・データ・オフィサーの権限導入とともに、何をすることができるのかというところまで考えていただければと思います。

以上です。

○内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（田邊参事官） ありがとうございます。

多分、組織論にも跳ねてくる話だと思っておりますので、そういうようなところも御意見を踏まえながら考えていきたいと思っております。

○南雲委員 よろしくお願ひします。

○大橋座長 法務省さんにも、先ほどの行個法の話について、農水省さんの件についてちょっとお伺いできればと思いますけれども、いらっしゃいますか。

○法務省（沼田室長） 法務省ですか。どの部分でしょうか。

○大橋座長 高橋委員の農地情報の話、行個法に関して、農水省さんに御相談するとき、法務省さんとして立ち位置がどういう立ち位置になるかということを確認させていただければと思っています。

○高橋（滋）委員 よろしいですか。ちょっと補足質問を。

○大橋座長 どうぞ。

○高橋（滋）委員 要は、行政管理局が、今の説明であれば、行個法の例外規定に当たるだろうと。論理的に、法制的にきちんと詰めた必要があるという話ですが、基本的な方向としては、法制的に問題がないように思われるとお話されたと思います。そうすると、法務省としては問題ないということを出していただけるということですね。その確認をしたかったということです。

○大橋座長 そういうことを確認したかったということです。

○法務省（沼田室長） そこは、御説明申し上げたとおり、行個法に適合すると認められた場合は、当然、これまでデータは出しております。今回の適合性があるかということと、これは個人の利益を不当に害することはないかどうかということについては、御説明をいただいた上で検討させていただくということになるかと思います。その上で問題ないということになれば、データの提供はさせていただきたいと思っております。

○高橋（滋）委員 所管が問題ないと言っているのに、法務省が独自に問題だと解することですか。所管している官庁が問題はないという見解を出したのに、法務省が独自に問題があると考えると可能性があるということですか。その話をお聞きしたいです。

○法務省（沼田室長） 直接な問題として、問題がないとはおっしゃっていなかったと思うので、それは行個法に基づいて提供する行政機関の長が責任を持って判断しなければいけない問題だと思うので、それは我々として適切に判断させていただきたいと思います。

○高橋（滋）委員 よく御検討していただいて、法令所管の官庁の見解を踏まえても、あえて問題だというのは、相当積極的な根拠があるというのを御承知いただければありがたいと思います。

○法務省（沼田室長） 要は、先ほど来出ています利用の方法だと思いますので、それが行政機関の内部にとどまるものであればもちろん問題はございませんけれども、仮に外部に公表するというようなことになれば、当然、個人情報保護法の観点から検討させていただく必要があると思いますので、その辺のお話はまだお聞きしていませんので、それをお聞きしてきちんと検討いたします。

○大橋座長 ただ、今日、農水省、既にお話しいただいた形で使いたいということなので、法務省さん、もうお話は伺っているという理解でいるのですけれども。

○法務省（沼田室長） 詳しくお聞きしませんと、責任を持ってお答えできませんので。

○大橋座長 詳しく何を聞きたいですか。

○法務省（沼田室長） データの利用方法等についてです。

○大橋座長 農水省さん、何かもしここで付け加えることがあれば。

○法務省（沼田室長） 農水省の内部だけで利用されるという前提のお話なのでしょうか。外部に公表されて、照合可能となるような利用方法は想定されていないということなのでしょうか。そのようにはちょっと聞こえなかったのですが。

○大橋座長 農水省さん、よろしいですか。

○農林水産省（信夫審議官） 過去の経験に照らして、行政作用法に基づかないと提供していただけないという解釈をいただいたので、やむを得ず行個法8条第2項第2号に基づいてお話をさせていただいているのですけれども、デジタル地図は、先ほど申し上げましたとおり、将来的には広く、もちろん個人情報に配慮する形ではありますけれども、いろいろな方に御活用いただくようなものとして想定してございますので、やはり、それを前提にして今後御検討いただければありがたいと思います。

最終的に、どう情報を取り扱うのは、当然、その事務を遂行する私どもに回ってくるわけでございますので、ここはざっくりばらんに相談に応じていただければ大変ありがたいなと思っております。

なお、先ほど御説明の中で、農地ナビをつくる時に、農地法51条2の第2項に基づいて、情報を提供していただいたというお話があって、これは大変ありがたいことだったなと思っておりますが、それは、個別の条項に基づいて使う前提でお願いしているわけであって、今回はほかの仕組み、予算措置で講じているようなものも含めて、広く農水省の所掌事務に関わるようなもの、それを現場で政策を遂行するために必要なデータの整備のた

めにデータの提供をお願いしているということで、それが行政管理局さんのほうから作用法ではなくて、所掌事務を規定する設置法でもよいという解釈が先ほど示されましたので、それを前提にして、ぜひ今後、御検討をお願いできればと思います。

以上です。

○法務省(沼田室長) 分かりました。引き続き御協力させていただきたいと思うのです。

○大橋座長 ぜひよろしくをお願いします。

それでは、落合委員をお願いして、その後、小木曾さんも、もしありましたら仰っていただければと思います。

○落合専門委員 御説明をいただきまして、ありがとうございます。

今日は、不動産を特にテーマにしてということになっていると思うのですが、ベースレジストリ全体でこういう問題というのがいろいろな場面で出てくるのかなと思っております。そういう意味では、個別の不動産に関する具体的な論点は既に何人もの委員から御指摘をいただいているので、それに沿って進めていただければという感じかなと思っております。一方で、ベースレジストリの整備という意味で、こういったこのデータベースをつくっていったりするという点について、個人情報とか、そのほかの障害がということもあるかもしれませんが、個別に見ていくと、できるという話と、できないという話とがそれぞれ出てくるかと思っています。

その点で、個人情報保護委員会さんのほうで、説明の資料の中でも、例えば民間の地図とかも個人情報から外しているという整備などもされているというお話もあつたりしました。そういう意味では、例えば、ベースレジストリという整備するものについては、法令上も、例えば特別の地位を与えるだとかもあるのではないのでしょうか。あまり個々の項目ごとに議論をして整理をしてくださいとなりますと、またこれを、何テーマでもそれぞれ同時にやっていくというのは極めて難しいのではないかと思います。

そういう意味では、誰にそのように申し上げたいかという点、IT室さんと総務省さんと個人情報委員のほうに、そういう視点でもって考えていただけないかと伺いたいと思います。その際に御検討をお願いしたい視点としては、まず情報を行政側で取得して、収集するというプロセスをどのように捉えるのかということと、また、民間に提供するときに、どういう形で保護をかけていくのかというのは、それぞれ整理が必要だと思います。これを形式的に個人情報に当たる当たらないということを議論するよりかは、いろいろな、例えばマイナポータルから健診の情報を出したりするとかそういう話の際にも議論していますが、法令に書いてあるからこれでいいのですよということでやっているわけではなくて、実質的にこういう形で利活用の必要性があつて、それに対してこういう保護をしていくのだというのを整理していると認識しています。全体の議論に共通する標準的なものをつくっていった上で、個別の業態であつたり、不動産ではないテーマだつたらこういう話があるというのは、これは加味していくべきだと思います。こういう全体的なベースレジストリにおける情報利用の考え方をつくっていただくというのを、今後、しっかり考えていただく

というのが非常に重要なのではないかと思います。

その際に、民間の事業者の側が、例えば、データベース自体の一部とか、今でも、例えば登記簿とかでも、実質的には、集めて、それを提供するようなサービスをしている事業者もいると思います。こういうのもグレイゾーンではないか心配しながら事業者こそがやられるという感じにするというよりかは、ちゃんとこういう枠組みだったらこういう形でできるのですよというのをしていくことだと思います。その上で、スマートシティだったりスーパーシティだったり、そういうものの基盤を作る中に、民間事業者のほうもうまく入っていけるように、データ利活用に対する縛りだとか、そういうのも実質的に考えて、ちゃんと設計していただくというのがすごく重要なのではないかと考えております。

こういう視点でぜひ御検討を今後いただけないでしょうかというのをお願いしたいというのが、3つの役所の方をお願いしたいということで、農林水産省の方々は非常に進んだ取組をされているので、それで問題提起いただいたことに非常に感謝を申し上げます。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

それでは、小木曾さん、お願いできますか。

○一般社団法人新経済連盟（小木曾政策部長） 今、ちょうど申し上げようとしていたことが、落合先生の御発言と一部重なるので、端的に申し上げます。

1つは、民間の側からすると、今日やったのは、ベースレジストリのところで2つ要素があると思います。因数分解いたしますと、行政機関の中でばらばらに分かれているデータをどのように突合してデータベースをつくるかということ。それが、要するに行個法の話とかと関連してきていると思います。

もう一つ、集まった、出来上がったデータベースを、民間にAPIで開放する際の問題、この2つ、フェーズが2つあると思います。それぞれについて、プライバシーの関係でどのように問題になるのかということを整理する必要があると思っています。

それから、2点目です。

先ほど高橋先生からも、一般化、抽象化の話がありましたけれども、不動産というのが、この散在情報の一例だと思います。散在情報という問題は、実は個人情報保護法の中で長らくどうなのだろうと、みんなもややも感がある論点ではあったわけです。これがベースレジストリをつくるというところに当たって、まさに非常に問題が焦点が当たってきたということだと思います。これはもう逃れられない問題だと思います。

逆に言うと不動産で整理したけれども、ほかのところでもまた同じようなことが起こってスタックしてしまうということがあるので、これについて散在情報という見方で抽象化をする形で整理をしたほうが良いと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。

今、お二人のお話は、ほぼ同じ御質問だと捉えています。IT室、総務省、個人情報委、それ

ぞれから、今の御見解に対して、どういう取組の方向性があり得るか、それぞれいただければと思います。まず、IT室からお願いできますか。

○内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（田邊参事官） IT室でございます。

落合先生、小木曾さん、ありがとうございます。

まさに落合先生がおっしゃること、先ほど南雲先生のおっしゃることとほぼほぼ重なるものかなと思っております。我々もベースレジストリを指定するに当たって、いろいろなところで情報の縛りみたいなものを調べています。これは個人情報保護だけではなくて、統計等々にしても、目的外の利用が云々とか、そういうようなお話もそれぞれものに、それぞれあるのだらうと思っております。それをどのようにやろうかというところに、今まさに検討の緒に就いたというようなところでございますので、その考え方の方向感として、落合先生がおっしゃっていただいたような考え方、そういうものは一つの方策というか方向性の一つかと思っております。

ただ、もちろん、世の中に既に一定程度データベースが整備されていて、制度的あるいはやり方によっては使えると。解釈の範囲内で使えるというようなものも、多分、データベースとしてはあると思っておりますので、そういうようなものをうまく組み合わせて、極力時間のかからない方向感でやっているというようなことも片一方に必要なのかなと思っております。それぞれの個別のデータについてどうしていくのかということを考えつつ、全体としてよりベースレジストリとして確立させていくためにはどういうものが体系として必要なのか、そちらも同時並行で考えていく必要があるのだらうなと思っております。

以上であります。

○大橋座長 ありがとうございます。

今、検討の緒というのは、どこで検討しているということですか。IT室内ということですか。

○内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（田邊参事官） IT室の中です。

○大橋座長 中ですね。

太田さんは何か御質問ですか。

○株式会社 New Stories（太田代表） 一つ意見を言わせていただきたいのです。

○大橋座長 関連するお話ですか。

○株式会社 New Stories（太田代表） はい。

河野大臣がおっしゃったように、どうしたらできるようになるかという「どうしたら」というのは、具体的にはG空間地理情報のところに、地目とか地番をオープンデータとしてどうやって上げられるかという問いだと思っております。それは、先ほど南雲さんからありましたけれども、ヨーロッパだとインスパイアというような形で、地目とか地番というのはオープンデータで提供されています。

先ほど農水省さんからお話がありましたけれども、今、XMLデータで、不動産の情報は、座標が任意座標になっていて、デジタルでは使えないのです。これを使えるようにするに

は、オープンデータにして、やはり AI を含めた技術開発をしないとデジタルデータとしては使い物にならないということがあり、オープンデータとして公開することに意味というのは極めて大きいので、どうやったらそれができるのかというのを、関連省庁で、今このようになっていますという話ではなくて、検討すべきではないでしょうか。

○総務省（水野管理官） 総務省でございます。

私ども、冒頭申し上げましたとおり行個法でございますが、こちらは個人の権利利益の保護と利活用のバランスを取ることを目的としておりますので、各府省における行政運営上の利活用の妨げになるものではないということは改めて申し上げておきたいと思っております。

その上、今後、関係府省においてご疑問等がございましたら、積極的に協力申し上げて、僭越ながらアドバイスができるのであればしていきたいと考えている次第でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大橋座長 落合さんなり小木曾さんの話というのは、個別の話というよりも、もう少し抽象化したレベルで、一定程度の見解がつかれないかというところの御質問だったと思うので、それは総務省さんとして、ほかの、例えば IT 室とか個人情報委員会とかと一緒に、何か検討をする場を設けるようなことも、一つのオプションとして考えられないかというところが御質問の趣旨だったかと思えます。

○総務省（水野管理官） 承知いたしました。私どもが所管します行政機関の個人情報保護法につきましては、あらゆる行政分野に横断的に適用される一般法でございますので、ベースレジストリは、私どもからしますと、個別の行政分野の話であり、まずは所管府省においてご検討いただくものと思っておりますが、アドバイス等のご協力は積極的に行いたいと考えております。

○個人情報保護委員会事務局（山澄参事官） 原則で言えば、個人情報保護という法益とその他の法益を比較衡量してどうするのか、というのは個々に判断されるのが基本になります。ただし、そうはいつでも、典型的に判断できるものは、一個一個判断というのではなくて、典型的に判断しようとして我々も考えております。

その一つの表れとして、既にビルトインされている仕組みもございまして、法令例外とか我々は呼んでいるのですけれども、例えば他法令、例えば電気事業法、何法でも良いのですけれども、ある法律において、ちゃんと国会の御審議を経るなり、それに基づいて下位立法がされるなりして、こういう場合には公的な要請が強いので提供すべしというような記述が別途、個人情報保護法とは別途の世界であって、その立法過程で、立法、閣議決定まで至るまでに当然我々も参画して案を練るわけですが、そういう形で、何とか事業法とかで、法的に措置されたものは、これはもう個別判断というのではなくて、法令の例外ということで、先ほどの中で、細かく言えば、法的性質が少し違うのですけれども、いずれにしても第三者提供というのは個別法の規制が行くようなところについて、他の一般的な

規制がかからないということは、既にビルトインされています。ですから、そういう処理の仕方もあります。

それと似たような方法ですけれども、先ほど菅原委員からあったと思いますけれども、次世代医療基盤法のような特別法による措置というやり方もあると思っております。こうした特別法を検討していくに当たっても、担当省庁と共にやっていくことは、全く今までも類似のことをやってきておりますし、同様にやっていきたいと思っております。

○大橋座長 ありがとうございます。

高橋委員、お願いできますか。

○高橋（滋）委員 今の将来に向けた方向性、私も賛成です。ぜひ積極的にやっていただきたいと思っております。これは意見です。もう一つ、今度の統一法は、今おっしゃったように、国については公布後1年以内ということで、まだまだ時間があるわけです。かつ、ベースレジストリの議論というのは、諸外国から立ち後れているのが明らかなので、これはもう早急に、特に農水省の具体的話については、農水省と法務省と、さらには行政管理局が間に入るだろうと思っておりますが、これらの組織の間で早急に結論を出していただく必要があると思っております。

そういう意味では、河野大臣が何とおっしゃるか分かりませんが、ぜひ河野大臣が明確に示される時間内で結論を出していただくということをお願いしたいと思っております。それでよろしいでしょうか。3省をお願いしたいと思っております。

○大橋座長 いかがでしょうか。農水省さんから順にお願いできますか。

○農林水産省（信夫審議官） そのつもりでございます。ありがとうございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

総務省さんもいかがでしょうか。

○総務省（水野管理官） 私どもも積極的に協力してまいりたいと思っております。そのとおりにしたいと思います。

○大橋座長 ありがとうございます。

法務省さんはいらっしゃいますでしょうか。

戻ってくるまで、では、その間、岩下委員と落合委員、手短かにお願いできればと思っております。

○岩下委員 私も実は法務省さんにお聞きしたかったのですがけれども、今の議論はどちらかというとなら法務省さんの登記情報を農水省さんなどが使うという方向で議論をしていますけれども、ベースレジストリというからには、それを国として一個のベースとして使って、それを、それこそ登記とかに使うということが目的なのではないですか。もちろん、いろいろな制約があるのは分かるのですがけれども、今の登記がいろいろな意味で限界があるのは、不動産関係のことをやったことがある人はみんな知っているのですが、だから、そこをちゃんとした座標系を入れて、登記の情報も精緻化していくために、逆に法務省さんも使うという方向で御検討されたほうがいいのではないのでしょうかということなのですが、

法務省さんはどういう御見解なのかというのをお聞きしたかったということです。

私からは以上です。

○大橋座長 落合委員はいかがですか。

○落合専門委員 私のほうも一言です。

個人情報保護委員会さんからお話を伺って、個人情報に関する議論を整理することも含めて、ベースレジストリというのは法令上の根拠を見つけることも含めてやっていかれるとすごくいいのではないかと思いましたが、IT室のほうで、そういうことも選択肢の中に入れていただければと思います。

○大橋座長 ありがとうございます。

法務省さんはいらっしゃるのでしょうか。事務局、お願いできますか。

○法務省（沼田室長） 5分ほど通信トラブルでつながっていませんでしたので、今、最後の部分しか聞こえていなかったのですが。

○大橋座長 まず、今回、農水省さんのお申し出について、取りあえず期限を区切ってしっかり取り組んでいただくということについて、まず確認をしたいということが一点です。

2点目は、これは地図について、公図が入っているわけですが、このあたり、もう少しきちんと緯度・経度を入れた形で、使い勝手のいいものにしていくような方向性が見いだせないかという御指摘だったかと思えます。

○法務省（沼田室長） まず、農水省さんの話については、先ほど申し上げたとおり、きちんと対応していきます。

あと、地図データについては、今、五十数パーセントについては、これらの世界測地系の座標値があって、これについてはG空間のほうで公表することになっています。一方で、公図については、測量に基づく座標値がありませんので、これはG空間のほうでも町名とか、一定の、どの地域の情報なのかというインデックスを付して公表するという方向で検討いただいているということですから、そのやり方で活用したいと思えます。

G空間の場合は、公共座標値に基づいて重ね合わせをしますので、公図の場合、明治時代につくられた図面ですので、数値を根拠なく与えてしまいますと、重ね合わせの際に誤解を招くこともございますから、これは工夫をして使えるように、G空間のほうでは公表するように持っていきたいと思っています。

以上です。

○大橋座長 このあたり、多分、農水省さんの課題の一つだったかと思うのですが、今のような形で一応農地情報については整理ができそうなのでしょうか。

○農林水産省（信夫審議官） いろいろお考えいただきまして、ありがとうございます。

XML形式が公共座標系と結びついているかどうかということに関しましては、私どもが聞いている話で、もし間違っていたら御訂正いただきたいのですが、地籍調査、半世紀以上の歴史がある中で、実際に電子データにし始めたのは平成9年ぐらいからだというように聞いております。だから、その前に地籍調査が終わったデータというのは、紙ベ

ースでお持ちではないかと思っております。

そうしますと、公図だけではなくて、もともと地籍調査が終わったデータも、電子化できるのであればそうしていただきたいですし、そうではなくて、先ほど51%というようにお聞きしたのですけれども、今の地籍調査の進捗率が、全体でたしか52%だったと思いますので、そうすると、まだ4分の1ぐらいしか公共座標系に結びついていないということであると、なかなか活用の範囲も限られてくるのかなと思っております。ここら辺、できるだけ早く整備をしていただけると、私ども、残る部分は手作業でやらざるを得ないかなとは思っておりますが、できるだけその労力を軽減する方向で御協力を賜れば、私どもとしては幸いです。ありがとうございます。

○大橋座長 このあたり、法務省さんはどうでしょうか。

○法務省（沼田室長） 登記所備付地図と言われる全国の地図情報については、公図など地図に準ずる図面と、それから、14条1項地図、登記所備付地図がありますけれども、これらは全て電子化されていますから、地図XMLでの提供は可能となっております。これらの地図データのうち57%が座標値を持っている地図であり、残りが公図等の任意座標になっているものということです。

○大橋座長 その残りの部分をどうするかということですね。

○法務省（沼田室長） 公図等の任意座標となっている部分については、先ほど申し上げたとおり、登記所備付地図の一番大きな供給源というのは国土調査の地籍図でございます。そのほか、農水省さん所管の土地改良とか区画整理とか、そういったものから登記所に成果が送られてくるものを順次備えつけている状況でございます。

また、法務局におきましても、登記所備付地図の作成作業というものを行ってしまして、公共座標を有する地図については、順次増やしているところでございますので、国土調査に関しましては、国土交通省さんが所管でございますので、当方から申し上げられないのですけれども、公共座標値を有する地図を増やしていくことについては、連携して、努めているところでございます。

○大橋座長 これもしっかり進められるような感じで、方向性を見いだしていかないといけないと思います。

お時間も限られてきたのですけれども、高橋委員、お願いします。

○高橋（滋）委員 先ほどの法務省の説明ですけれども、先ほど申し上げたとおり、しっかり対応しますというお話を伺いました。ただ、私の質問の期限を切ってという話については回答されていないので、そこは期限を切って頂きたい。ほかの2つの省庁は期限を切ってやりますとはっきりおっしゃいましたので、そこを明確にしていきたいということです。それと、お聞きしていて、私、別のところで入管のデジタル化もお話を聞いたのですが、法務省として、デジタル化を全省的に進める体制が弱いのではないかと思います。これはデジタルワーキングの話とも重なって、デジタルワーキングのほうでは法務省に聞くということにしておりますが、各ワーキングの法務省に関する問題について、法務省が

全省的にしっかりと取り組む体制を組んでいるかということ、事務局全体でグリップして、念押ししてほしいと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○大橋座長 一部法務省さん、一部事務局ということで、まず、法務省さんの部分について御回答いただいていいですか。

○法務省（沼田室長） すみません。回線が切れていたので。

期限を切ってということでございますので、そのとおりに対応させていただきたいと思えます。

○吉岡参事官 事務局でございます。

議論をしっかりと聞かせていただきましたので、法務省の方々とはしっかりと議論をさせていただきますので、法務省さん、よろしくお願いいたします。

○大橋座長 ありがとうございます。

お時間も迫ってきましたので、今日のところの議論はここまでとさせていただきます。

まず、今回、農水省さんに非常にクリアに問題提起いただきまして、感謝を申し上げるとともに、この事案をまずしっかり進めるということで、ぜひ、事務局のほうもしっかり進捗管理していただければというのが一点と、あと、これは今回のタイトルは、ベースレジストリに関する整備ですので、これは農地情報にとどまらないという話がありますから、そういう意味で言うと、ベースレジストリをこれをきっかけにしっかり進めるような府省連携の形をつくれるようなことで、事務局もお手伝いいただいて、そういうような座組みなり検討するような方向で検討を始めていただければと思います。

本日は、多くの府省及び新経済連盟にもお越しいただきまして、本当にありがとうございました。議題1はこれまでとさせていただきます。お時間をありがとうございました。

（説明者退室）

○大橋座長 よろしければ、続きまして、議題2に進みたいと思います。「規制改革ホットライン処理方針について」であります。事務局から御説明をお願いします。

○吉岡参事官 事務局でございます。

各省庁から回答ありました提案につきまして、資料2のとおり処理方針案を作成しておりますので、こちらのワーキング・グループで御決定いただきたいと思います。

以上でございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

既にこの処理方針については、皆さんに事前に御確認をいただいたというような認識でおりますけれども、もし特段何かございましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、この規制改革ホットラインの処理方針については、資料2のとおり決定とさせていただきます。ありがとうございます。

続いて、議題3「領収書の電子化に向けた見直し」に移りたいと思います。資料3を御覧いただけますでしょうか。

第1回目のワーキングで、電子レシートについて取り扱いまして、本年2月9日に閣議決定されましたデジタル社会形成整備法案の中に民法改正案が盛り込まれて、現在、国会で審議中ということになっております。この改正が成立いたしますと、弁済者は紙のレシートに代えて電子レシートの提供を求めることができるようになるということです。これは小売店をはじめ、その影響というのは広範囲に及ぶということとなります。

本日、法務省民事局より笹井参事官にもお越しいただいております。内閣府と法務省が共同して、民法改正施行後に現場が混乱しないように必要な措置を御検討いただければと思っております。また、他方で、環境にやさしい電子領収書の普及・促進を図る観点での御議論を進めていただければと思います。

内閣府、法務省、それぞれ一言ずついただければと思います。まず、事務局からお願いします。

○吉岡参事官 ありがとうございます。

ワーキング・グループの指示の下におきまして、現場の混乱を未然に防ぐような必要な対応を、法務省と協議の上で進めていきたいと考えております。できるだけ早期にQ&Aのような形で提示をしたいと考えております。

以上でございます。

○大橋座長 ありがとうございます。

続きまして、法務省、笹井参事官よりお願いいたします。

○法務省（笹井参事官） 昨年10月に取り上げていただきました領収書の電子化につきまして、省内でも検討いたしまして、今、御紹介ございましたように、デジタル改革関連法案の改正事項の一つとして、現在、御審議いただいているところです。

昨年10月のワーキング・グループにおいても申し上げましたように、民法は全ての債務の弁済に適用されますので、どうしても「不相当な負担」というような評価的な要件を設けることが不可避でございますが、その解釈等につきまして丁寧な説明が必要であろうと考えておりますので、吉岡参事官からもお話がございましたように、必要な措置を検討していきたいと思っております。

以上です。

○大橋座長 御回答、ありがとうございます。

やや時間は限られていますが、ただいまの御説明について、何かございますれば、いただければと思っておりますがいかがでしょうか。

大丈夫ですか。

では、ぜひ検討のほうをしっかりと進めていただければと思いますので、内閣府、法務省、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議題4「デジタル社会の基盤整備に関する議論のキックオフについて」と

いうことで、落合専門委員より御説明いただきます。よろしく願いいたします。

○落合専門委員 そうしましたら、落合のほうから話をさせていただきます。

では、手短にということですが、まず、これまでの議論の経緯として、去年の成長戦略ワーキングでも、小塚教授から、デジタル時代において、モノからサービスとか財から情報、こういった変化が出てきているという話がありました。また、議長代理のメモ案でも、その時点で、やはりイノベーションの促進であったり、イノベーションにより生じる課題に対応する規制・制度改革が必要ではないかということが出されていたかと思っています。

これに基づいて、去年、6月22日の第7回の規制改革推進会議で、規制・制度のデジタル時代についての見直しというのが採択されておりまして、これに並行して、電子署名法のQ&Aであったり、また、刑事に関して、就労証明書について、押印を省略した場合や電子的に提出した場合の犯罪の成立についての整理というのも解釈が出されています。さらに押印・書面に関しては、デジタル社会形成関係法律整備法の中で、48の法律を改正したというのがあります。

その後、今年になって立てた10月の成長戦略ワーキングの中では、JILAのほうから紙という技術・手法を用いた規制・制度から技術中立性への見直しということで発表いただいた中で、刑事罰の再検討という話もいただいていたかと思っています。

そういった中で、これまでの議論というので、既存の規制・制度のうち電子化を阻害するものについて見直しをしてきたということはあったのですが、やはり新たな制度をつくっていくところまでは、もともとの意見書でも言っていたところまでは、なかなか踏み込めていなかったのではないかとあります。この際、一括化法も出して、電子化のための対処が一段落しつつあるとありますので、二の矢として、より成長の基盤となるような制度・規制というのを創設していくために、刑事法に関する議論もしていくということが重要ではないかと思っています。

その中で、刑事法というのが、これまで戦略的、体系的に整備がされていなかったところを反省して、その中で、一方で、企業側の自主努力が促されるということも非常に重要だと思います。実際に何が刑事罰で担保されるべきなのかというのを、民事法、行政法であったり、そのほかの経済的インセンティブであったり、企業活動の中でどういった部分が本当に刑事によって担われるべきなのかというところを分析しつつ、これまでは対症的に法改正がされていたというものを、戦略的、体系的に整備していくことが重要ではないかと思っています。

例えば不正アクセス行為に関するクレジットカードの番号取得なのですが、これはアクセスをする行為のほうで、アクセスをした結果、クレジットカード番号を盗るという場合の刑罰よりも何と重いということになっていまして、この辺、簡単に不整合が一見して明らかなものが出ていたりするということでございます。

一方で、自動運転車で、自動車が連なったりして動いているときに、リレーアタックで

攻撃してきたりすると、不正アクセス禁止法で処罰ができるのかみたいな話もありますので、不正アクセスに関して、例えば不正アクセス禁止法の構成要件自体を整理することも重要でしょう。さらに、デジタルインフラというのが、これからの時代、より保護されなければならないということからすると、結果として、こういったインフラ攻撃というのがあれば、さらに重い処罰をとということも考えていく必要があるのではないかと。例えばこういうようなことも体系的に議論はあまりされていないのではないかと考えています。

ただ、刑事法の検討に当たっては、罪刑法定主義といったような憲法上の要請があるので、構成要件の明確性等々も、行政法規というより、より厳しく要求される面がありますので、より制限は厳しい領域ではありますけれども、できる範囲で工夫したような形での法整備ができないかと思っております。

そういった中で、例えば不正指令電磁的記録保管罪というのがありまして、Coinhive 事件というので有罪になってしまったというのが出ております。これは立法の段階から懸念が示されていたりしたのですけれども、結局、思っていた以上に広く犯罪の成立を認めてしまう裁判所の判決が出てしまったというようなことがあります。

こういったことがありますので、技術的な観点も考えながら、犯罪の構成要件もつくられることが、より一層進められないといけないでしょう。また、疑義が提起される事件があったような場合とか不当なことが起こった場合は当然ですし、そうではない場合も継続的に見直しをしていくことも重要であろうと思われまます。また、構成要件を広く取らないと、将来起り得ることに対処できないという側面もあるということも一方ではあります。正当行為とか、そういったところで違法性阻却であったり、責任阻却をされる場合が限定されている問題もありますので、こういったところも検証される必要があるのではないかと考えております。

個別の議論の内容として、認証技術の悪用だったり、本人確認に当たってのスマホ等のデバイスの保護であったり、人工知能を搭載したシステム・物の誤動作を惹起するような攻撃への対応だったり、IoT 機器が収集する生データの保護、デジタル通貨、決済における基本的な法制度の整備、こういったものなどが個別の議論の対象としては考えられるのではないかと。なお、経産省のガバナンスイノベーションの検討会でも、こういうイメージがあるのではないかと議論もされております。これはイメージだけなので、直ちにこれに沿ってということではないと思っておりますけれども、そういう議論も多少は世の中で起きてきたりもしていますので、そういうのも参考にして規制改革推進会議でも議論ができるといいのかなと思っております。

長くなりましたが以上です。

○大橋座長 事務局からもしあれば、一言いただけますか。

○吉岡参事官 特段ございません。よろしく申し上げます。

○大橋座長 ありがとうございます。

今回、キックオフをしていこうということなので、もし御異論とかなければ、こういう

ような方向で、ぜひ引き続き皆様方、議論に参加いただければと思いますけれども、今の時点で特段何かありましたらいただければと思いますが、いかがですか。

こうした形で進めさせていただいて、よろしいですか。

皆さん方から、ぜひ知恵出しも引き続きいただければと思いますので、ぜひいろいろな形で、事務局を通じてなりいただければと思います。ありがとうございます。

それで、本日の議題は以上となります。最後、よろしければ藤井副大臣から一言いただいてもよろしいでしょうか。

○藤井副大臣 今日長い時間にわたりまして、本当にありがとうございました。

デジタル庁を設置するに当たって、やはりベースレジストリは非常に大事で、これからの経済成長のために非常に重要なものだと思っております。まさしく工程表、スケジュールが大事でございますので、しっかりと期限を切って、処理していくことが大事だと思います。

また、領収書の電子化は、この場で議論させていただいて、このような形で法制化につながりましたこと、今、国会審議中でございますけれども、しっかり成立に向けて、国会において御理解いただけるよう努めてまいりたいと思います。

本日は誠にありがとうございます。

○大橋座長 どうもありがとうございます。

それでは本日の会議は以上といたします。どうも皆さんありがとうございました。